

大分県企業局経営戦略アクションプラン等評価基本方針

令和元年7月25日
大分県企業局経営評価委員会

大分県企業局経営評価委員会（以下「委員会」という。）において、大分県企業局（以下「企業局」という。）が策定した、大分県企業局経営戦略アクションプラン（以下「プラン」という。）等の評価を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1 評価の趣旨

計画期間において、地方独立行政法人の basic 理念である計画性・透明性・柔軟性をできる限り取り入れることとし、各事業年度に係る業務の実績に対する評価を行う（地方独立行政法人法第28条第1項の規定を準用）。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、企業局が自主的に行う組織・業務全般の見直しや、次期プランの検討に資するものとする。
- (2) 各年度終了時に「事業年度評価」、計画期間終了時に「計画期間評価」を実施するものとし、それぞれ「個別評価」と「全体評価」により行う。

① 事業年度評価

ア 企業局の自己点検・評価に基づき、当該事業年度計画の実施状況を調査・分析し、経営理念の実現に向けた業務全体の進行状況について総合的な評価を行う。

イ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について企業局に対して勧告する。

ウ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

② 計画期間評価

ア 各事業年度の評価結果等も踏まえつつ、経営理念の実現に向けた達成状況を調査・分析し、計画期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。

イ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について企業局に対して勧告する。

ウ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

3 評価の留意事項

- (1) 評価に関する作業が過重な負担とならないよう配慮する。
- (2) 評価結果を決定するにあたっては、評価の透明性・正確性を確保するため、企業局から意見を聴取することとする。

4 その他

この基本方針については、評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ、委員会での協議を経て見直すことができるものとする。